

## キャンプ場使用規則

この規則は北海道ドローン研究会で運用する多目的用地（キャンプ場）に於ける地域別の使用基準を記載したものです。

### 1 場所

空知郡上富良野町1420-50

### 2 所有者

和田 昭彦

### 3 管理者

北海道ドローン研究会

### 4 使用目的

テントキャンプ、オートキャンプ、休養・休憩、ドローン飛行・練習集会、アマチュア無線・移動局運用、その他の利用

### 5 利用条件

- (1) 「キャンプ場使用の注意」、「施設使用の注意」に同意する北海道ドローン研究会の会員及び会員の同伴者
- (2) 前項の同伴者及び一般の方及び団体
- (3) 管理者に申し入れてその指示に従える方

### 6 寄付金

#### (1) 土地の利用

- ・会員 無料
- ・会員の同伴者 200円/1日、一般 500円/日、商用 5,000円/日
- ※ 1日とは入場から24時間とし24時間を超えると1日加算する
- ※ 商用電源やその他の施設利用については別に定める

#### (2) 建物の利用

- ・会員 500円
- ・会員の同伴者 700円/日、一般 2,000円/日、商用 10,000円/日

### 7 利用の申し込み

北海道ドローン研究会に利用申し込み、寄付金が発生する場合は電子マネー（PayPay等）にて入金する。

### 8 利用の範囲

一般の利用者及び商用利用の場合は管理者の管理の範囲とすし、建物の利用は土地の利用を含むものとする。

## 9 入・退場の通知

利用者は、入場時及び退場時には必ず管理者に届ける事とし、特異事項があれば通知すること。

## 10 管理者

(1) 北海道ドローン研究会事務局 高橋 福重

・会員から LINE : Forest 、e-Mail : com@forest.ocn.ne.jp

・一般から HP <http://www.hds.comdrone.net>

(2) 北海道ドローン研究会キャンプ部事務局 福田 譲司

・会員から LINE : フクダ ジョージ